

指定居宅介護支援事業所つまさと重要事項説明書

1、事業者

事業者の名称：医療法人 省和会
事業者の所在地：茨城県水戸市大足町 980
法人の種別：医療法人
代表者氏名：長田省一
電話番号：029-259-5711

2、ご利用の事業所

事業所の名称：指定居宅介護支援事業所つまさと
事業所の所在地：茨城県水戸市有賀町 2228
管理者の氏名：吉岡 真人

電話番号：029-259-7678 ファクシミリ番号：029-259-7633
指定事業所番号：0873100184

3、事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

4、運営の方針

- 1 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行います。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスの調整を行います。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう複数の事業所を紹介し、居宅サービス計画に位置付ける理由を説明するなど公正中立に行います。

5、職員の職種、員数、及び職務内容

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

- ・管理者 1名（兼任）
 管理者は、事業所の従業員及管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ・介護支援専門員 2名（兼任1名・非常勤1名）
 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたります。

- ・事務職員 1名（非常勤職員若しくは兼任）

事務職員は、介護支援専門員の補助的業務及び必要な事務を行います。

6、営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

- ・営業日 月曜日から金曜日（ただし、8月13日～15日と12月30日～1月3日までを除く）
- 営業時間 午前8：30～午後5：30までとする。

7、指定居宅介護支援サービスの概要

① 要介護認定の申請代行

利用者の申請代行の意思を踏まえ要介護認定等の申請に必要な協力を行い、要介護認定等を受けていない場合は、速やかに要介護認定等にかかる申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護（支援）認定の更新の申請が、契約時における要介護（支援）認定有効期間満了日の遅くとも1ヶ月前には行われるよう必要な援助を行います。但し申請代行のための実費費用をお支払いいただく場合があります。

② サービス計画の立案

- ・利用者の心身の状況、置かれている環境、及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画を作成します。
- ・居宅サービス計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ・利用者は複数のサービス事業者等を紹介するよう求めることができます。また、利用者はケアプランに位置付けたサービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
- ・利用者及びその家族が医療系サービスの利用を希望している場合には、主治の医師等の意見を求め、その主治医へ居宅サービス計画書を交付します。
- ・居宅サービス計画作成後においても、利用者及びそのご家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理表の提出を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更その他の便宜の提供を行います。
- ・訪問回数の多いケアプランとして、訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合には、市町村にケアプランを届けることとします。
- ・一部の福祉用具に関しては、適時・適切な利用と利用者の安全を確保するため、貸与と販売を選択できることの提案を行い、そのメリット・デメリットを含め十分に説明します。

③ 情報提供

介護支援専門員は、必要に応じ利用者の了承を得た上で、サービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとします。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

④ 連絡調整

総合的なサービスの提供のため、指定居宅サービス事業者の情報を提供しサービスを選択して頂き、居宅サービス計画を作成し、利用者の同意を得た上で当該サービス事業者との連絡調整を行います。

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者及びその家族に対して、入院時には担当介護支援専門員

の氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼します。

8、事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、水戸市、笠間市、茨城町です。

9、苦情等申立先

ご要望、苦情等につきましては、当事業所相談窓口へいつでもご相談ください。

・窓口担当者：当施設介護支援専門員： _____

ご利用時間：6、の営業日及び営業時間に同じ。

電話番号、 029-259-7678

・いつでも、当該市区町村相談窓口へご相談いただけます。

10、利用料金

・利用料

指定居宅介護支援（居宅サービス計画）を提供した場合の利用料は、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収致しません。

但し、法定代理受領サービスでない場合は、以下の料金を徴収いたします。

※居宅介護支援費（Ⅰ）の（ⅱ）、（ⅲ）は取り扱い件数45件以上の部分のみ、（Ⅱ）の（ⅱ）、（ⅲ）は50件以上の部分のみ適用となります。 (単位円/月)

居宅介護支援費（Ⅰ）

居宅介護支援費（ⅰ） （取り扱い件数45未満）	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（ⅱ） （取り扱い件数 45以上60未満）	要介護1・2	5,440円
	要介護3・4・5	7,040円
居宅介護支援費（ⅲ） （取り扱い件数60以上）	要介護1・2	3,260円
	要介護3・4・5	4,220円

居宅介護支援費（Ⅱ）

居宅介護支援費（ⅰ） （取り扱い件50未満）	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円
居宅介護支援費（ⅱ） （取り扱い件数 50以上60未満）	要介護1・2	5,270円
	要介護3・4・5	6,830円
居宅介護支援費（ⅲ） （取り扱い件数60以上）	要介護1・2	3,160円
	要介護3・4・5	4,100円

下記の料金は、対象となった場合個別に加算される料金です。

単位（円）

入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合。	2,500円/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌々日までに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報を提供した場合。	2,000円/月
ターミナルケアマネジメント加算		4,000円/月
退院・退所加算	（Ⅰ）イ	4,500円/月
	（Ⅰ）ロ	6,000円/月
	（Ⅱ）イ	6,000円/月
	（Ⅱ）ロ	7,500円/月
	（Ⅲ）	9,000円/月
緊急時等居宅カンファレンス		2,000円/回
通院時情報連携加算		500円/月
初回加算		3,000円

※ 上記の料金表は、全て月額料金となっています。詳しい内容のお問い合わせは担当介護支援専門員へお問い合わせください。

又、水戸市においては地域区分5級地のため、上記料金表に基づき計算された金額に、1.070を乗じた金額となります。

（自己負担が発生する場合）

- ① 保険料の滞納等により保険給付金が支払われない状況となった場合。
- ② 介護保険申請を行っていない（期限切れ含）ことが契約後に判明した場合。

以上の場合、他に当該居宅サービス計画に計画される居宅サービス提供事業者へも法定介護報酬額相当の料金と自己負担分を支払う必要があります。

- ①の場合は滞納分を納付の上、当事業所の発行するサービス提供証明書を当該介護保険者（市区町村）へ提出しますと居宅サービス計画については全額が、その他サービスについては自己負担額を引いた金額が払戻しされます。

・交通費

8、の通常事業の実施地域内は無料です。これを越える場合は1kmにつき30円を頂きます。

・その他

契約後、居宅サービス計画の作成途中で利用者の都合、若しくは契約内容を継続することが困難となるような背信行為が利用者により解約となった場合は法定介護報酬額相当（利用料相当）の額を頂きます。

料金が発生する場合、居宅サービス計画についてはその承諾時に、他については発生時随時に支払いを受けます。

1 1、協力福祉機関及び医療機関

- ・医療機関：長田医院 (TEL) 029-259-5711
- ・入所、短期入所、通所施設：老人保健施設つまさと (TEL) 029-259-7677

1 2、秘密の保持について

- ・正当な理由の無い限り、利用者の秘密を在職中退職後に関らず漏らしません。また、利用者の個人情報や業務上利用している場合は必ず利用者及びご家族に同意を求めますのでご安心下さい。

1 3、事業運営内容の公表・閲覧について

- ・居宅支援事業所つまさとは、利用者より居宅支援事業所運営及び年間計画について要求があれば、閲覧・複写に応じます。但し複写においては、居宅支援事業所つまさとは、複写請求者に対して、実費相当額を請求することができます。

1 4、サービスの利用状況について

- ・当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りである。

1 5、事故発生時の対応について

- ・当事業所が事故等により、業務上居宅サービス利用に支障を生じさせ、利用者には速やかに対応いたします。但し利用者及びご家族に過失がある場合、又は当事業所側に故意、過失が無かった場合にはこの限りではありません。

1 6、高齢者虐待防止の推進について

- ・当事業所では、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講じるものとします。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 7、業務継続計画の策定等について

- ・当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するものとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

18、身体的拘束等の適正化の推進について

- ・当事業所では、身体的拘束等の適正化のために必要な措置を講じます。利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。